

王子労基協会報

2020年
第242号

(公社)東基連王子労働基準協会支部

〒114-0022 北区王子本町1-22-3 王子工業会館内

TEL 03-5924-3047 FAX 03-5924-3048



(浮世絵に描かれる北区) 東京開化三十六景 王子海扇乃二楼 (三代 歌川広重 1874年)

表紙の浮世絵は王子の有名料理屋、海老屋(右奥側)と扇屋(手前)の店先を描いた作品です。江戸の料理屋番付でも大関、小結を占め名声を誇っていました。茅葺きの二階建ての建物と巨木が並び、店先には石灯籠が並んでいます。音無川とも呼ばれた石神井川沿いに立ち並ぶ王子料理屋の光景は「江戸名所図会」や多くの浮世絵にも描かれています。(北区飛鳥山博物館所蔵)

目次

行事予定

- *目次・行事予定・・・・・・・・・・ 1
- *巻頭言・・・・・・・・・・・・・・ 2
- *監督署だより・・・・・・・・・・・・ 3
- *ハローワーク王子だより・・・・・・ 6
- *会員事業場紹介・・・・・・・・・・・・ 8
- *協会だより・編集後記・・・・・・・・ 9
- *会員企業広告・・・・・・・・・・・・ 10

- *11・6 会報第242号発行
- *11・12 安全衛生表彰式
(王子北とぴあスカイホール)
- *12月 会報第243号編集会議
- *1・22 新春賀詞交歓会
(王子北とぴあ)

巻頭言

「テレワーク」

王子労働基準協会支部 総務部会長 外山 博光
(城北信用金庫)



新型コロナウイルス感染拡大により、従業員の安全確保の観点から、満員電車を避け、業務を遂行するために再注目されたのがテレワークです。政府も推奨し、時差勤務と並行して導入した企業も多いかと思いますが、このテレワークが注目されるようになったのは、遡ること2011年3月に起きた“東日本大震災”後でした。計画停電の実施時や、公共交通機関の運休時にも円滑に業務運営を可能とする手段として、大きな関心が寄せられました。その後、インターネットなどのICTの急速な普及やサテライトオフィスの拡充でテレワーク環境が整備されていき、本来勤務する場所を離れ、様々な場所で働くことがますます可能となりました。

テレワークには、「育児や介護による離職を防止できる」「遠隔地の優秀な人材を雇用できる」といった企業側のメリットだけでなく、働く側にも「ワーク・ライフ・バランスの実現」「業務効率の向上」といったメリットもあります。

ただ、多くの企業がテレワーク導入の課題・問題点として挙げるのが、まず紙や印鑑などの“現物”に依存している業務が多い点だと思います。また、現物授受や接客を伴う業務にはテレワークには不向きということもあると思います。

菅総理大臣が行政に求めている“デジタル化”は、コロナとは関係なく推し進められていくもので、民間企業も対応をしていかなければならないと考えます。テレワークの課題は、デジタル化の課題とも言えます。こうした時代の流れに乗り遅れないよう、まずは今まで行っている「ハンコを押す」「紙で渡す・送る」などの従来型業務を、一つひとつ見直すことから始めていかなければならないと思っております。



監督署だより**I 東京都最低賃金については現行どおり時間額 1,013 円に決定しました。**

令和2年8月21日、東京労働局長は、東京都最低賃金額を現行どおり時間額1,013円と決定しました。

(東京都最低賃金に関する参考事項)

● 最低賃金の確認の方法

1 時間給の場合 時間給 \geq 最低賃金額(時間額 1,013円)

2 日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間 = 時間額 \geq 最低賃金額(時間額 1,013円)

3 月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間 = 時間額 \geq 最低賃金額(時間額 1,013円)

4 上記1, 2, 3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

①基本給(日給)→2の方法で時間額を出す。

②各手当(月給)→3の方法で時間額を出す、

③①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額 1,013円)

II 労働者災害補償保険法が改正されました。

令和2年9月1日以後に発生した傷病について、複数の事業場で働いている労働者の方への労災保険給付が変わりました。

- 複数事業労働者への保険給付が、全ての働いている会社の賃金額を基礎に支払われるようになりました。
- 複数の会社等の業務上の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して、労災認定の判断をするようになりました。

III 副業・兼業の促進に関するガイドラインが改定されました。

厚生労働省では、「働き方改革実行計画」を踏まえ、副業・兼業の普及促進を図っています。

平成30年1月、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成しましたが、さらに、企業も働く方も安心して副業・兼業を行うことができるようルールを明確化するため、令和2年9月にガイドラインを改訂しました。

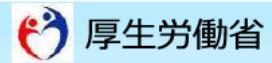
- 事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用は通算されます。
- 時間外労働のうち、時間外労働と休日労働の合計で単月100時間未満、複数月平均80時間内の要件については、労働者個人の実労働時間に着目し、当該個人を使用する使用者を規制するものであるため、自らの事業場における労働時間と他の使用者の事情場における労働時間が通算されます。
- 自らの事業場における労働時間と他の使用者の事業場における労働時間とを通算して、自らの事業場の労働時間制度における法定労働時間を超える部分が、時間外労働となります。

IV 令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。

現在、政府全体で行政コスト（行政手続に要する事業場の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業場が労働保険の年度更新の申告等を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

- 特定の法人とは
 - ・資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
 - ・相互会社（保険業法）
 - ・投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
 - ・特定目的会社（資産の流動化に関する法律）
- 義務化の対象手続
 - 継続事業（一括有期事業を含む）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・年度更新に関する申告書
 - （概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・増加概算保険料申告書

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!



これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。

電子申請の事前準備をはじめましょう！

まずは、e-Govウェブサイトへアクセス！
<http://www.e-gov.go.jp>



「利用準備」から
スタート！

下の5つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンを確認します

パソコンが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。

➡ 推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック 2 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



- ・公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- ・民間の認証局からの取得も可能です。



法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。

➡ 電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 3 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。

➡ 「ポップアップブロックを解除する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック 4 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。

➡ 「信頼済みサイトへの登録」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック 5 電子申請アプリケーションをインストールします

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールします。

➡ 「e-Gov電子申請アプリケーションのインストール方法について」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

ハローワーク王子だより

求人募集のお願い

従業員を募集する予定がございましたら、ぜひハローワーク王子にお申し込みください。

ハローワークでは、会社の方（求人者）への新たなサービスとして「求人者マイページ」の開設をお勧めしております。

「求人者マイページ」を開設しますと次のようなメリットがあります。

- ① 建物の外観、職場風景、取り扱い商品などの画像情報を応募者に公開できる
- ② ハローワークからご紹介した応募者の紹介状を確認、選考結果をハローワークに通知できる
- ③ ハローワークからご紹介した応募者とのやりとり（メッセージ機能）ができる

求人者マイページは、会社のパソコンから以下の手順で開設することができます。

- ① ハローワークインターネットサービスにアクセス
- ② 利用規約などに同意のうえ、メールアドレスを入力
- ③ 認証キーを受信
- ④ パスワードを登録して、③の認証キーを入力
- ⑤ 事業所情報の仮登録（ハローワークの利用実績がある場合は、省略となります。）
- ⑥ 求人者の仮登録
- ⑦ 仮登録をした旨、ハローワークへ電話連絡
- ⑧ ハローワークで本登録
- ⑨ 求人者マイページの開設が完了

また、ハローワークにお申し込みされました求人は、求人が有効中であれば、お仕事探しをしている方のスマートフォンやパソコンで、いつでも見ることができます。

スマートフォンやパソコンで求人票を検索した場合、最初の画面では90文字（3行）が表示されますので、この空白を含めた90文字（空白を含む）に求人内容を分かりやすくご記入願います。

多くの方に見てもらえる魅力的な求人のお申し込みをお待ちしております。

◆問い合わせ先◆ ハローワーク王子 求人相談コーナー

03-5390-8609（代表） 部門コード31#

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）のご案内

会員企業様におかれましては、新型コロナウイルス感染症により、企業活動に影響が出ており従業員の休業を考慮して（すでに行って）いるかと思われます。

ハローワークで取り扱っている助成金のひとつに雇用調整助成金があります。

雇用調整助成金には、休業、教育訓練、出向がありますが、申請が多い「休業」についてご案内させていただきます。

雇用調整助成金は、事業活動を縮小しても解雇者を出さずに、雇用維持に努める企業に対して支払われる助成金です。

前回大幅に支給要件を緩和して申請が増加したのはリーマンショック時であり、今回は前回より更に支給要件を緩和して、雇用維持に努めてもらっているところです。

雇用調整助成金は、支払いの基となる財源が雇用保険特別会計であることから、支給対象となる事業主は、「雇用保険適用事業主であること」になります。

労働保険は、労災保険と雇用保険を指しますが、この助成金を申請する際は、雇用保険の**適用事業所番号が必要**となりますのでご注意ください。

なお、雇用調整助成金は、令和2年4月1日から12月31日まで緊急対応期間が延長され、特例措置の取り扱いとなります。

対象となる事業主（①、②、③の全てを満たしている必要があります。）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、**事業活動の縮小**を余儀なくされている。
- ② 「売上高」または「生産量」などが最近1ヶ月間の値が1年前の同月と比べ（例えば、令和元年10月の売上げと令和2年10月の売上げと比べ）、**5%以上減少**している。
- ③ 労使間の協定（会社と従業員の間で協定書を作成）に基づき、休業等を実施し、その休業時に**休業手当を会社が従業員に支給している**。

対象外となる従業員

- ① 日雇い労働被保険者
 - ② 解雇予告をされている方（予告された日までは対象）、退職願を提出した方（提出日までは対象）、事業主より退職勧奨をして応じた方
- ※解雇等による退職日の翌日から安定した職業に就職することが決まっている方については対象になります。

対象となる従業員

雇用保険の被保険者

（1週間の所定労働時間が20時間以上の者で、31日以上雇用見込みのある者）

※ 学生アルバイトを含め、時間数が不足等で雇用保険に未加入の従業員に対しては、「**緊急雇用安定助成金**」として雇用調整助成金と同内容で、助成金の支給申請をすることができます。

◆問い合わせ先◆ ハローワーク王子 助成金コーナー

03-5390-8609（代表） 部門コード21#

雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合に発生した費用の一部を補助する「東京都北区 雇用調整助成金等申請支援補助金」を北区役所産業振興課で取り扱っております。

（◇問い合わせ先◇ 北区産業振興課 産業振興係 03-5390-1234）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）については、休業時に「休業手当を会社が従業員に支給している」休業手当の金額に応じて、支給金額が決定される助成金になりますが、この新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、休業時に「休業手当を会社が従業員に支給していない」場合に従業員が自ら（もしくは会社が）申請をする支援金・給付金となります。

雇用関係の有無、会社の指示による休業を従業員が実施していること、会社が雇用調整助成金の申請をしていないこと、休業手当を支給していないこと等を**支給要件確認書**に会社が記載することとなりますので、従業員から記載の依頼がありましたらご協力願います。

この新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、雇用保険被保険者が申請した場合は「支援金」、雇用保険被保険者でない者が申請した場合は「給付金」となります。

なお、この新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金には、**労働保険番号が必要**となります。

◆問い合わせ先◆ ハローワーク王子 助成金コーナー

03-5390-8609（代表） 部門コード21#

会 員 事 業 場 紹 介

事業場名	株式会社東洋精機製作所
所在地	本社：東京都北区滝野川 5-15-4 東京工場：東京都北区浮間 5-4-23
設立	1934年3月
事業内容	高分子材料試験機並びに 測定機の製造及び販売
従業員数	151名（全体）



東京工場（北区浮間）

会社紹介

当社の創業は1934（昭和9）年3月で、神田猿楽町で試験機の製造販売を開始しました。

その後、1939年（昭和14）年に北区滝野川に新社屋を建て、移転と同時に株式会社としてのスタートを切りました。1988（昭和63）年には試験機の研究開発と生産の拠点となる東京工場を北区浮間に新築しました。東京工場の従業員数は現在65名で、全事業所の中で最も人数が多い事業所です。当社は北区に2拠点、その他に3拠点の全部で5つの事業所より、全国のお客様へ製品とサービスを提供して今日に至っております。

当社の試験機は、プラスチック、ゴム、繊維、塗料、紙など、高分子材料の品質管理や研究開発の分野で使用されており、今日、世界的に信頼されるようになった日本の工業製品の品質向上に陰の力として貢献してきました。

特に当社を代表する試験機の「ラボプラストミル」は、プラスチックやゴム製品の成形加工等における機能・形状・外観・生産性などに寄与する最適な加工条件を得ることを目的に、材料の混練性、ゲル化、動的熱安定性、押出性を評価する試験機で、市場での高い評価を受けています。

現代社会において高分子材料の用途は不可欠なものとして広まっています。当社はそのような高分子材料の高品質化、高性能化のサポートにより、ナンバーワン試験機メーカーを目指しています。



本社ビル（北区滝野川）

安全衛生の取り組み

当社は、東京工場に安全衛生委員会を設置し、その他の事業所には安全衛生推進者を選任して安全衛生に取り組んでいます。

全体では、全従業員に年1回、健康診断およびストレスチェックを実施し、メンタルヘルス疾患の発症予防、早期発見・早期ケア、再発防止の包括的な取り組みを推進しています。

安全衛生委員会のある東京工場では、労働災害を発生させないため安全パトロールを定期的に行い、5Sを徹底し安全な職場作りを促しています。

最近においては、新型コロナウイルス感染症対策にも取り組み、従業員が安心して働ける環境づくりを進めています。



当社の代表的製品「ラボプラストミル」

協会だより 8月～10月の主な事業活動

8月

- ◆ 8・5 会報第241号発行

9月

- ◆ 9・3 令和2年度安全・衛生合同部会
(王子北とびあ 701会議室)
- ◆ 9・6 令和2年度労務管理等実務講習会
(王子北とびあ つつじホール)
- ◆ 9・16 会報第242号編集会議
(王子労働基準監督署)
- ◆ 9・23 新入社員等安全衛生教育講習会
(上野支部共催・上野区民会館)

10月

- ◆ 10・16 第2回正副支部長会議・幹事会
(王子北とびあ 701会議室)

令和2年度安全衛生表彰式のお知らせ
本年度の安全衛生表彰式はコロナウイルス感染
拡大防止の観点から、特別講演、祝賀会は取り止
め、「表彰式」のみ実施することとしました。

日時 令和2年11月12日
午後3時00分～

場所 王子北とびあ スカイホール

編集後記

総務部会 幹事 笠川 浩司
(株式会社トンボ鉛筆)

暮秋というにふさわしい気候となつてまいりました。会員皆様におかれましてはより一層ご活躍のことと存じ上げます。

今月11月は「過労死等防止啓発月間」ですのでこちらを紹介したいと思います。

過労死とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害」を指すそうです。

過労死という言葉は英語で「Karoshi」と英語の言語のひとつとなっていることから、日本は世界の中でも件数が多い方にあることが伺い知れます。

過労死の原因として多いものは、長時間労働や超過残業、休日なしの連続勤務によって、精神的・肉体的な疲労が溜まってしまい前述しました疾患を起こし、死に至ることが多いようです。前兆がどのようなものがあるかという「過度のだるさや眠気、頭痛や胸痛、冷汗や息切れ、肩こり、注意力散漫や、手足のしびれや物をよく落とす」等のことが多く頻繁にある場合で、その場合は無理せず、内科や診療内科へ行った方が良いかもしれません。それでは過労死のリスクを減らすにはどうしたら良いかということ、と、「規則正しい生活をする」・「運動をする」・「趣味を持つ」・「体に前兆があったら病院等に行くこと」が効果的だと言われており、他には心を開いて話せる相手がいるかという事も大事な部分です。何か相談したい時に言える相手がいるというのは強いですし、話すだけでも心が軽くなったりするものです。そういう関係を築けていれば普段から会話して、ストレスを発散できているということにもなると思います。

ただ、なかなかそういう仲間が周りにいない、仲間が作りづらいという方は「労働相談ホットライン」や「こころの健康相談統一ダイヤル」などのネットや電話で相談できる窓口もあるので探して利用しても良いと思います。日に日に寒さもつのつてまいります。体調等崩されぬよう、十分ご自愛頂き、会員皆様のみますますのご発展をお祈り致します。

**320 km/h 走行を
可能にする
毎日のメンテナンス**

**新幹線とともに、
走り続けるチームがある。**

“REXS (Rail EXchange System)”による
約**180km**のレール交換

4分 間隔の運転を
支える**信号システム**

秒単位の運行管理

1日300本以上の運行をつかさどる**指令室**

いちばん乗りたい鉄道会社へ
**サービス品質
よくする
プロジェクト**
新幹線編

各部門が連携して、新幹線は東日本を一つにつなぐ。

JR東日本グループは、お客さまの声に耳を傾け、サービス品質の向上に取り組んでいます。

響きあう心、ずっと、ずっと

私達は、感性を磨き、互いに思いやり、協調し、邁進します。
期待される私であるために、期待される会社であるために。



 **図書印刷株式会社**

〒114-0001 東京都北区東十条3-10-36

TEL 03(5843)9700

URL <https://www.tosho.co.jp/>

教育の印刷・信頼の技術

 **株式会社リーブルテック**

未来を見据えて
進化し続ける

創業以来100余年、
教科書、教育関連図書づくり一筋に、
深く日本の教育・文化に携わってまいりました。
教育の印刷を軸として、
さらに情報化社会への新しい道を切り開き、
新たな展開を目指していきます。



【本社】〒114-0004 東京都北区堀船 1-28-1 tel : 03-3927-6411
【工場】〒347-0004 埼玉県加須市古川 2-3-1 tel : 0480-68-4761
<https://www.livertech.co.jp/>

START MY DREAM

今日のあなたが、明日の私をつくる。



城北信用金庫

Jōhoku
Shinkin